

**【用語】**仕法—仕方、方法 吉野紙—雛人形などの包装に用いた和紙  
水餅—水室の節句祝に食す餅 嘉祥—旧暦六月十六日、疫を除くため  
の年中行事 水無月祓—夏越の祓、旧暦六月晦日の神事 参府—参勤  
のため江戸に出ること 御暇—参勤を終えて帰国すること 留居  
—藩への出入りを許された商人 在所—自領、ここでは小幡 御用達  
札—宿泊所にたてられた板製の宿札 総容—総容、家族一同 影膳  
—道中の安全を祈るための陰膳

**【解説】**明和四年（一七六七）閏九月、織田氏にかわつて松平忠恒（ただひさし）が上  
里見（榛名町）から入封し、松平氏の小幡藩政が始まった。松平氏は上  
野国の甘楽・多胡・碓氷郡に表高二万石の所領を得たが、大部分は生  
産性のあまり高くない畠地であり、年貢収入が限られていたため、藩  
財政は当初から窮迫していたと思われる。さらに、松平氏は江戸に滞  
在することが多い定府（じょうふ）大名であつたため、藩主とその家族・家臣団の  
多くも江戸屋敷に居住しており、国元以上に江戸での支出が多かつた。  
このため藩財政は年々悪化し、くり返し経費節減や儉約などの方策を  
とる必要があつた。

この文書は、天保三年（一八三二）小幡藩が過去の儉約政策を踏まえ  
て、さらなる儉約の徹底を図るために定めた一二〇カ条に及ぶ詳細な  
儉約規定である。桃の節句の重詰めや嘉祥の祝儀の中止、参勤交代の  
際の膳の規定、山王祭りの際の赤飯・酒等の廃止、参勤交代道中での  
持ち物・供廻りの削減など、藩主や藩の年中行事に対する儉約事項が  
記されている。ほかに後略部分では屋根・疊・障子などの修復、筆墨  
紙・塩・みそ・薪の値段引下げなど、一般庶民の生活に対する儉約ま  
で規定している。なお、松浦家文書は甘楽町指定の重要文化財である。